

インターネット

「小泉内閣メールマガジン」に象徴されるように、インターネットが政治の世界でも積極的に活用されてきた。しかし選挙運動や投票ではほとんど使われていない。どんな問題があって、何を解決すれば実現できるのか。

非選挙期間（普段の政治活動）



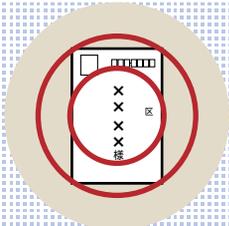
ピラ・チラシ およそ8万円 / 1000枚



ポスター およそ10万円 / 1000枚



選挙用自動車



ハガキ およそ1万円 / 100通



事務所



新聞広告 およそ数千万円 / 全面



テレビCM およそ数億円

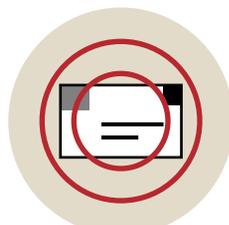


電話

選挙公示を境に
公職選挙法により活動に制限



ホームページ 無料～



メールマガジン 無料～



ストリーム放送 数万円～

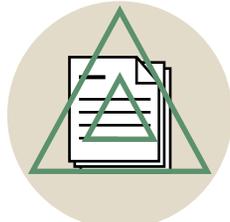
政治活動に関して

公職選挙法による「政治活動」とは、「政治上の目的を持って行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」とされている。非選挙期間では、ほとんどの政治活動を行うことができるが、自動車を使った政治運動は許可なく行うことはできない。上の図は、一般的に政治活動として行われることを示した。図中の金額は、おおよその見当がつくように編集部で独自に調べたもの。ピラ・チラシ、ポスター、ハガキはカラー印刷の場合。印刷の品質などにより上下はするものの、どれも、おおよそ1000枚で10万円前後の費用がかかる。新聞広告やテレビCMでは、業界の内部規定などによる制限を受けることがある。新聞広告は全国紙、テレビCMは地上波の場合。ホームページやメールマガジンは、無料からだが、サーバーをレンタルした場合や、制作を外注した場合は費用がかかる。ストリーム放送は、コンテンツ制作費の場合。これにサーバー利用料などが追加されることもある。

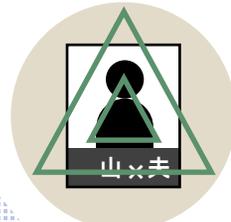
選挙実現の道

政治家が今 できること、できないこと

選挙期間（選挙運動）



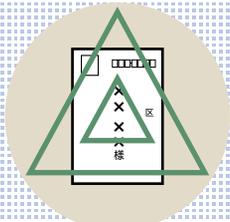
ピラ・チラシ 個人：25万枚まで
政党：×



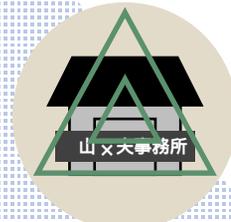
ポスター 個人：7万枚まで
政党：×



選挙用自動車 個人：2台まで
政党：×



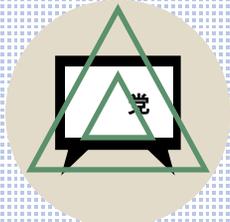
ハガキ 個人：15万枚
政党：×



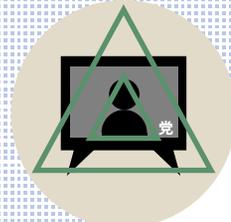
事務所 個人：全国で1か所のみ
政党：各都道府県に1か所



新聞広告 個人：×
政党：×



テレビCM 個人：×
政党：×



政見放送 個人：×
政党：規模により2～8回



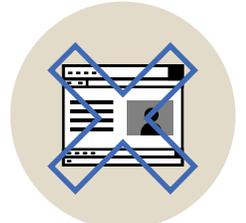
電話 個人：
政党：×



ホームページ 個人：×
政党：×



メールマガジン 個人：×
政党：×



ストリーム放送 個人：×
政党：×

選挙運動に関して

公職選挙法による「選挙運動」とは、「特定の選挙に、特定の候補者の当選を図ることまたは当選させないことを目的に投票行為を勧めること」とされている。つまり、選挙公示に伴う立候補を境に政治活動には制限が付けられることだ。供託金が没収されない限り、選挙運動の一部には公費による補助がされる。図の「○」は「制限なし」、「△」は「制限あり」、「×」は「禁止」を意味する。

政党のテレビCMは選挙期間中でも「選挙活動」とはみなされず、日常的な「政治活動」とみなされる。また、電話による呼びかけは公職選挙法による規定がされていないので、原則として自由に使える。

現在、低コストで選挙運動が行える「ホームページ」や「メール」などによる選挙運動は「文書図画」にされているので、これを使った選挙運動は公職選挙法違反となる。

政治家のホームページ利用は有権者の利益になるか 政治とインターネットの光と影

7月の参院選では、公示の直前まで各政党や候補者たちはホームページ、iモード、メールマガジンなどを使った「ネット選挙戦」を繰り広げた。公職選挙法による規制のため活動に限界があるとはいえ、インターネット利用者が急増する中で、政治家と有権者をつなぐツールとして大きな注目を浴びようになっている。

インターネットの活用状況と今後の動向

参院選の主要立候補者303人を対象にホームページの有無を調べたところ、右ページグラフのような結果が得られた（調査時点は7月8日）。複数政党が推薦する有力無所属候補については全員がホームページを公開していた。政党別では、民主党と自民党はほぼ全員が公開しており、以下、自由党、社民党、保守党、公明党、共産党の順となっている。全候補者平均の公開率は73%で、ほぼ「4人に3人」の割合に達している。

かつては、技術のある若手候補者が手作り

でホームページを公開するケースが多かったが、いまや専門業者に委託して、高度のウェブ制作技術を駆使した見栄えのいいホームページが花盛りである。ホームページを開設する候補者の性別や年齢の偏りもほとんどみられない。

このことは、政治資金の豊富な候補者がホームページのコンテンツ制作の面で有利になり、資金力のない候補者との情報格差を広げるといふ危険性もはらんでいるといえよう。

また、日頃から政治活動をホームページで継続的に公開している現職の候補者は、情報の蓄積量が大きく、選挙戦では新人にくらべて情報発信面で有利な立場にあるといえる。

有権者に近いメールマガジン 身近ゆえの危険性も

6月14日に創刊された小泉内閣のメールマガジンは、第3号の発行部数が200万部を突破するほどの爆発的人気を博している。これを見てか、メールマガジンを発行する候補者が増えている。7月8日時点の調査では、29人（全体の約10%）がホームページ上でメールマガジンの登録を受け付けていた（民主党11人、共産党5人、公明党5人など）。

メールマガジンは、政治家が日頃の政治活動や選挙運動のようすを、「です、ます」調の親しみやすい文章でダイレクトに1人1人の有権者に伝えるメディアである。メールのため、有権者に親しみを感じさせ、返信を送ることによって、政治家と有権者のコミュニケーションを円滑にする動きをもっている。

しかし、第三者の「編集」というフィルターを過ぎないで「主張」が有権者に直接届けられるため、人気のある政治家によって世論操作のための宣伝手段として使われる危険性も内包している。

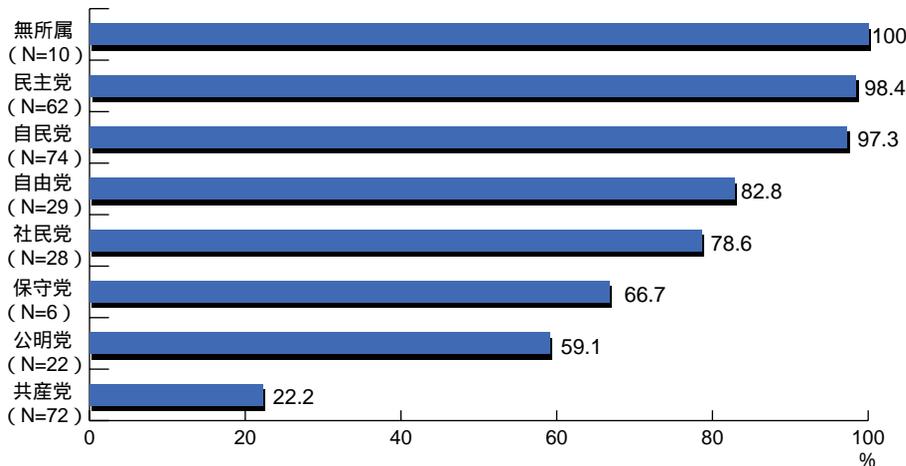
ネットコミュニティと求められる法整備

調査対象303候補のうち38人（約13%）がホームページ上に掲示板を設置し、有権者とのコミュニケーションをはかる試みを積極的に展開した（民主党14人、自民党8人、無所属4人など）。掲示板やメーリングリストなどのコミュニティは、政治家と有権者、支援グループとの間の討論やコミュニケーションを通じて、相互交流をはかったり、世論を形成したりするうえで有力なツールであり、長野県知事選挙や、加藤紘一氏による倒閣運動、千葉県知事選挙でも重要な役割を果たした。しかし、掲示板上で「ネット世論」が盛り上がりつつも、必ずしも現実世論を反映しているとは限らないので、誤った判断をしないように注意が必要である。また、誹謗中傷的な発言によって掲示板が荒らされる心配があり、現実には掲示板の書き込みを中止したり閉鎖を余儀なくされるケースもみられる。法制度の整備が急がれるところである。

政治活動におけるインターネット利用のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 比較的低コストで手軽に情報発信できる。 選挙中だけでなく、ふだんの政治活動についても詳しい情報を提供できる。 時間やスペースの制約を受けることなく、多様な政治情報を提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 落選運動などにおける偏った候補者リストの公表、候補者についての偽情報の公開など、情報の信頼性の点で問題もある。 洗練されたウェブデザインや動画、CGIなどアピール度の高いコンテンツ制作にはコストがかかる。 ホームページにアクセスできない人が政治情報から疎外され、デジタルデバイドを引き起こす恐れがある。
電子メール	<ul style="list-style-type: none"> 有権者と1対1のコミュニケーションがはかれる。 若い有権者の声を吸い上げるのに有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 大量のメールへの対応に時間をとられ、本来の政治活動がおろそかになる。 候補者に対する悪質なメール攻撃、中傷メールを受ける危険性がある。
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> 政治家から有権者へダイレクトに情報を発信できる。 返信メールで有権者の声を手軽に受け取れる。 くだけた内容で親しみもてる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大量のメールへの対応に時間をとられ、本来の政治活動がおろそかになる。 登録された電子メールのアドレスが流出したり、悪用される心配がある。
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 政治家と有権者の間で自由で率直な討論を行える。 政治家が選挙区以外の幅広い層の有権者とアットホームな交流をはかることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 候補者を誹謗中傷する書き込みで掲示板が荒らされる心配がある。 掲示板での議論が盛り上がりつつも形成される「ネット世論」を現実の世論と勘違いして行動する危険性がある。

グラフ：所属政党別にみた参院選立候補者のホームページ公開率



分析対象とした候補者のホームページは、政党のホームページからなんらかの形でリンクをたどっていけるもので、かつ政党（支部）ホームページの一部ではなく、単独のホームページとして認定できるものに限定した。無所属候補は、複数の主要政党が推薦した有力候補のみ分析した（調査時点は2001年7月8日、カッコ内のNは候補者の数）。

ブロードバンド時代の選挙のあり方は

今回の参院選では、映像や音声を駆使した「マルチメディア型」のネット選挙戦を展開する候補者はごく少数にとどまった。今後のインターネットを考えると、ADSLや光ファイバーなどアクセスラインのブロードバンド化が進展し、映像などがテレビ並みの品質でストレスなく見られるようになると、インターネットがテレビと同じように大きな影響力を発揮する可能性もある。

その場合、巨大な資金力をもつ政党や候補者がコンテンツ制作面でますます有利になり、弱小政党や候補者が情報発信面で不利な立場に置かれるようになるおそれがある。

現在、総務省でも公職選挙法改正に向けての検討を始めているが、今のように選挙中のインターネット利用を一律に禁止するのではなく、公正で民主的な選挙を実現するために、コンテンツごとにきめ細かい規制の網をかける必要があるだろう。



三上俊治

東洋大学社会学部 教授
 専門研究領域は、メディアコミュニケーション論、情報環境論など。
 おもな著書に『情報革命の光と影』（NTT出版、2001年）など。

Jump www.newmedia.jp

インターネットと政治に関する最近の出来事（2000年6月～2001年6月）

2000年6月1日	韓国総選挙で落選運動が大きな成果を上げたことを受けて、東京、大阪、静岡、福岡など各地で市民グループが、ホームページ上で落選候補者リストを公表。「市民連帯・波21」は、電子メールやハガキで寄せられた「投票」を集計し、上位22人を不的確として公表した。
2000年10月15日	長野県知事選挙で、田中康夫候補を支援する市民グループが応援ホームページを開設、参加者が書き込める「掲示板」や「メーリングリスト」を設置し、選挙活動を展開し、支援層の拡大などに成果を上げた。
2000年11月20日	自民党の加藤統一元幹事長が、自ら開設したホームページで、有権者に向けてダイレクトに主張を訴え、掲示板で市民と意見を交換し、加藤氏の倒閣運動を支持するネット世論が盛り上がった。しかし、11月20日夜、森内閣不信任案決議の直前になって、加藤氏は本会議を欠席し、運動は腰砕けで終わった。
2000年3月25日	千葉県知事選挙で、前参院議員の堂本暁子氏が自民、民主などの推薦候補を破って初当選した。地元の市民団体に加えて、200以上の「勝手連」がインターネット上で支援者を募り、ボランティアの支援活動を展開、当選の原動力となった。
2001年5月18日	民主党が、公職選挙法改正案を衆院に提出。同法で認められている一定枚数のはがきや選挙ビラ以外に、新しく「ネット文書」の規定を盛り込み、ホームページや電子メールを使って選挙公約を訴えたり、投票を依頼したりする「インターネット選挙」の実現をめざした。現在の公選法は、選挙中に候補者のホームページに略歴や公約を掲載したり、電子メールを送付することを、規定以外の「文書図画」にあたるとして禁止している。
2001年5月28日	昨年の総選挙で「落選運動」を展開した大阪、兵庫などの住民らが、7月の参院選に向けて、新たに市民団体「国会見張り番」を結成し、現職の参院議員で立候補を予定している全員を5段階で評価する運動「候補者鑑定団」を始めた。総選挙での「落選運動」をさらに発展させて、全国の現職候補者の評価を示し、インターネット上で公開し、有権者に参考にしてもらうという試み。
2001年6月13日	民主党の鳩山由紀夫代表が6月13日夜、ポータル大手の「Yahoo! Japan」のチャットに登場し、一般有権者からの質問に答えた。著名な政治家がチャットに参加するのは、日本では初めての試み。
2001年6月14日	「小泉内閣メールマガジン」（編集長・安倍晋三官房副長官）の創刊号が配信された。登録者数は創刊号が70万、第4号は200万部を突破するという驚異的な数字に達し、小泉純一郎首相の人気の高さを改めて裏付けた。

有効性は認めるが

実際に選挙を戦い抜いてきた議員は、インターネットを政治活動には使えるものの選挙運動には活用することができない現状について、どのように考えているのだろう。インターネットや情報通信機器を使いこなし、自分のホームページを有効に使って有権者とコミュニケーションをはかっている4人の議員に対して、選挙にインターネットを活用するうえでの影響や問題点を聞いてみた。いずれの議員も基本的には選挙運動にインターネットを活用することに大賛成しているが、解禁に向けた考え方やその内容については温度差が見られた。話を聞いたのは、参議院選挙が公示される前の7月初旬のことだ

インターネット選挙の5原則を試算

「ホームページは公職選挙法で制限される文書図画にあたる」という解釈から、選挙の公

示に伴って、事実上選挙運動に活用することができなくなる。具体的には、選挙期間中にホームページを新設、更新してはいけない。

これについて、自民党の小野氏は個人的に“インターネット選挙5原則”を試案している。デマ情報が即時に削除できるチェック体制を確立する“真実性の保証”、候補者や政党の情報に片寄り、誤りがあった場合の“反論権の確保”、“発言者の責任”を明確化、誰でもいつでも見ることができる“アクセスの保証”、有権者意識に基づいた“情報提供”の5つを掲げ、「これがおそらく、今後選挙にインターネットを活用する議論を行ううえで叩き台になるだろう」と語った。世論については「インターネットを活用することについて自民党は反対していると言われるが、一定レベルに普及するのを待ってから、利用解禁の議論を本格化させるべきだと主張しているのだ」と反論する。「インターネットを積極的に活用することには大賛成。しかし、将

来にわたって通用する法律を定めるためには時間がかかる。公示後にホームページなどが制限されることは当然のことと考える。ルールのもとで公平に戦うのが選挙で、その内容をどうするか取り決めないで解禁を叫ぶのは無責任だ」と慎重にルールを策定することの重要性を説いた。そして「今後5原則を党内で議論していく」と意欲を見せた。

第3者による候補者の情報管理も一法

「積極的にインターネットを活用することには賛成だが、その方法は議論を重ねなければならない」という点は、公明党の赤松氏も似た意見を持つ。「政治家は日常的にもの考え方や姿勢、実績などを公開するべきだ」という考えを基本に、「ホームページを開設しておいて普段は何も更新しないのに、選挙のときだけ押しつけがましく有権者にアピールするといったやり方は絶対にいけない」と厳しい口調で語った。「ビラを大量にばらまくように電子メールを使う人が出てくる可能性もある。インターネットを活用するには、候補者のほうは有権者に対してあくまでも受動的で、有権者が候補者に対して能動的という仕組みを作りたい。具体的には、信頼できる第3者が全候補の情報を一定のフォーマットで管理、掲載する方法が考えられる。現時点ですぐに



小野 晋也
自由民主党 衆議院議員



赤松 正雄
公明党 衆議院議員

私が考える

議論はまだこれから

できそうなことは、選挙公報のネット版といったところだろう」との考えを示した。

早急に解禁するべきだ

こうした考えに対して、「インターネットに限らず選挙運動自体を原則自由にすべきだ」と、もっとも積極的なのが自由党の中塚氏だ。「自由にした場合、実際に現在行われている投票を求めるような候補者サイドからの電話と同様に、有権者が望まなくてもメールが送付されてくるといった弊害もあるだろう。しかしネットワーク時代というのは、情報の取捨選択が個人の能力として必ず問われるはずで、そういったメールが来ても読まないで削除すればいい。それよりも、有権者が積極的に候補者の情報を知ろうとしたときにその機会が失われていることのほうが問題だ。インターネットを使えばお金のかからない選挙も実現できる」と訴えている。

ほぼ同じ意見を持つのが、東京都議会選挙で大躍進した政治団体、東京・生活者ネットワークの新井氏。「自分の論文などを掲載したホームページを開設しており、選挙に関する情報は一切なかったが、期間中は更新してはいけないと聞いて“しばらくこのページはお休みさせていただきます”と掲載しなければならなかった。このときに初めて規制されることを知った。選挙期間に更新できなくなるの

はおかしい。有権者は投票日が近くなるほど候補者がどんな人なのか関心が高まるのに、生の情報は逆に少なくなる。若者の投票率を上げるためにも解禁すべき」と体験を交えて熱く語った。

候補者、有権者ともに意識改革するべき

総務省（当時は自治省）が、事実上インターネットを選挙運動に活用してはいけないことを明らかにしたのは1996年のことだ。それから、もう5年になる。2001年7月の参議院選挙では、「非拘束名簿式」など公職選挙法の一部改正されたが、いまだに「インターネット」という言葉は公選法のどこにも記載されていない。赤松氏は「これは政治家の怠慢と言われてもしょうがない。ものすごいスピードで進歩しているネット社会に政治家が完全に取り残されているという批判もあるだろう」

と自らを戒めた。中塚氏によれば「理由はわからないが、国会の委員会でPCを持ち込んで使うには委員長の許可がいる。また、本会議場は一切ダメ。こんな状況では政府がIT推進を唱えても、永田町全体としてITを理解しているとは言い難い」と嘆いている。

しかし、電子政府などe-Japan構想を政府が掲げるなかで、いつまでもこのままというわけにはいかないはずだ。選挙運動にインターネットが活用できるようになると、誹謗中傷合戦などさまざまな問題が起こる可能性があるため、一定の規制と罰則は設けるべきだろう。実現した場合、議員はネットを通じて公約したことと実際の行動が異なれば激しい批判をメールなどで直接的に浴びることも予想される。「主張したことは必ず実行しなければ」という緊張感が、政治家の在り方を根元的に変革させるかもしれない。かたや有権者も、責任ある発言や行動が問われるし、情報を正確に見抜く力が必要になる。



中塚 一宏
自由党 衆議院議員



新井 美沙子
東京・生活者ネットワーク
都議会議員

インターネット選挙

できるところから始めるべき

公職選挙法に対して、ウェブサイト「Election」というよりは、私個人の意見として述べさせていただきます。公選法の条文の中には「インターネット」「ホームページ」「ウェブサイト」「電子メール」などという記述がまったくありません。そのため、インターネットを利用した選挙運動は公選法の142条、143条の適用を受けるべき性質のものではないと思います。ホームページをビラやポスターなどと同等に扱うこと自体がナンセンスでしょう。何も書かれていない「白紙のホームページ」にて音声による選挙活動を行い、音声ならば公選法で解釈する「文書図書」にあたらぬ、とすることもしっくりきません。

公選法の主旨は「公平性を保ち、お金のかからない選挙をするために、文書図書などの規制をしている」と思われます。インターネットを選挙運動に利用することは、お金のかからない選挙にびつたりでしょう。そのために、できるところから早期に認めてほしいものです。総務省が気にしているのは、インターネット特有の「モラルの問題」が大きいと推測されます。匿名による掲示板への書き込み、誹謗中傷、個人攻撃、運動妨害など、心ない少数の人がモラルを無視して利用することを止める手段がないというのは、確かに困ったものです。

選挙運動に限らず、インターネットを選挙システムの中に組み入れてほしいと思います。たとえば「在外日本人の投票手段」や「体の不自由な方などの投票手段」といったことから始めていけばいいのではないのでしょうか。

ON-LINE Election 東日本事務局

代表 桑原 祐彦氏

www.election.co.jp

投票事前の人気投票の影響には注意

インターネット利用を禁止している現状の公職選挙法の解釈は、典型的な官僚答弁であり賛成できない。広く利用されるべきである。従来の公職選挙法での図画の配布に関する制限事項は、経済的な側面が強い。つまり豊富な資金力を持つ候補者が有利になることを防ぐためと考えられるが、インターネットの選挙運動は情報通信コストを劇的に減少させる効果を持つ。この点から、ネットワークの利用を制限する根拠に欠ける。

また、信憑性のない情報が簡単に流通することによる弊害を指摘する向きもあるが、怪文書が行き交う現状の選挙戦を見ても、質的に大きな違いが出るとは思えない。

ただし、例外的に規制対象にせざるを得ない項目を挙げると第138条の3「人気投票の公表の禁止」に示されている点だ。事前の人気投票は投票結果に対する影響が大きいと、その取り扱いに細心の注意が必要となる。なお、事前投票が波及的に本投票におよぼす影響については、学術的に十分解明できていない。今後その解明が進めば取り扱いについて一定のルールも考え得る。

電子投票研究グループ

代表 佐藤 哲也氏

東京工業大学 大学院社会工学専攻 助手

vote.soc.titech.ac.jp

政治情報を提供しているウェブサイトからの提言

インターネット上で政治や選挙について情報を提供しているウェブサイトから、「選挙運動」にインターネットを活用できない現状について意見を募った。総務省の解釈がおかしい点や改善した方がいい問題点、今後の活用の仕方など具体的な提言まで幅広く意見を聞くことができた。

情報量の上限など規制が必要

本来、双方向という特性があるインターネットは、もっとも選挙運動に適したメディアだと思います。とくに、インターネットを主な情報の収集手段としている在外邦人に対しては、選挙権の侵害と言わざるを得ません。この問題は、在外選挙制度の簡略化とともに声を大にして訴えていきたいと思っています。

一方で選挙広報についても、さまざまな制約があります。これは「公平性」を保つために必要なので、インターネット選挙に関しても「情報量（バイト数）の上限を定める」「選挙ページの更新期間を限定する」などの「規制」は必要でしょう。また、電子メールでの呼びかけは「チェーンメール」になるのが目に見えていますので、禁止するか、ホームページの更新のお知らせだけにするなど、限定したほうがいいでしょう。

在外選挙情報室

運営担当 藤原 佳道氏

www.faminet.co.jp/senkyo3/01_senkyo.html

選挙管理委員会がウェブを管理すべき

公示期間中のインターネット利用の禁止は良くないと考えます。公示期間中に「街頭演説を聞く」「選挙カーが回ってくる」ことなどを通じて、立候補者の名前を知ることが現状だと思います。具体的な政策や公約について知りたいと思っても知る手段はきわめて限定されています。さらに、立候補者本人への質問手段はさらに限定されており、ほぼ不可能な状態です。本来、こういった状態に対応するのがインターネットを利用した選挙運動であると考えています。インターネットを利用した選挙運動は、「興味を持った立候補者の基本理念や考え方を、興味を持った有権者が気軽に知ることができる場」であると同時に「有権者の考えや意見を政治家が聞き、それに答える場」になることができるし、そうした場が必要です。知名度や資金力は少ないが、しっかりと有権者の方を向いている候補者の活動を手助けできることにつながるかもしれません。インターネットの持つ「双方向性」に基づいた選挙運動を期待しています。

具体的には、選挙管理委員会のホームページが候補者のホームページを一括的に集めて監視することが望ましいと考えます。つまり、在住地域の選挙管理委員会ホームページを見れば立候補者のホームページにリンクがあり、候補者情報や公約、政策を知ることができるようにすることです。さらに、各自治体の選挙管理委員会公示期間中に限り、各地域の候補者にホームページを掲載するためのウェブスペースを均等に割りあてて管理、監視することで、公平かつ公正な選挙運動が可能になると考えています。

「Net-Research」国民投票

代表 波多野 禎氏

echo.ruru.ne.jp/research/

次のステップ、ブラウザや携帯電話で投票は可能か

インターネット投票で見えてくる 技術ではクリアーできない モラルの問題



谷合正史

株式会社NTTデータ
公共システム事業本部
社会情報システム事業
部 第5企画開発部長

インターネットを使った選挙運動の次、インターネット投票は実現できるのか。電子投票システムの開発をしているNTTデータの谷合正史氏に話を聞いてみた。

電子投票とオンライン投票、 インターネット投票

投票の電子化にはいくつかのレイヤーがあるので、大きく3つに分類した。まず「電子投票」は、ハガキを受け取り投票用紙に候補者を記名をして投票する部分、つまり投票所内を電子化することだ。次に「オンライン投票」は、電子投票で投票されたデータを専用線やインターネットで集計所に流し、集計作

業も含めて電子化を行うことを指す。これら2つの場合、投票は投票所で行う。3つ目の「インターネット投票」は、家庭やオフィスのPCや、インターネット接続機能のある携帯電話などのブラウザから本人の認証をして投票を行うものだ。

現在、研究開発が進んでいるのは、投票所の電子化、つまり電子投票やオンライン投票である。投票時間の延長などにより、開票・集計作業などの選挙運営にかかる人的、金銭的コストが自治体の負担になっている。このため、「選挙の合理化」のために、投票や集計の電子化が望まれている。

ほかに、記名する必要のない電子式の投票においては、体の障害などにより記名ができない人の直接の投票行動を可能にし、「投票したい人が投票できる選挙」の実現に役立つ。

「投票」という行為をインターネットで実現するために必要な技術は、「アクセスしているのが本人である」という個人の認証と、「誰が誰に投票したかわかってはならない」という無記名性の確保にある。これらの技術的な問題は、現在の技術を組み合わせることでクリアーできると思う。

問題はむしろ技術面より倫理面にある。現在の投票所による投票は、誰に投票したかわからないようになっているため、仮に特定の候補者に投票するように圧力をかけられても、自由意志による投票が可能になっている。

しかし、インターネット投票では「有権者が自由意思の元で投票できる状態にあるか」がわからない。たとえば、有権者が所属する組織で、優位な立場にある者が特定候補者へ強制的に投票させるおそれがある。そのため、現段階では国政レベルの選挙で「インターネット投票」の実現は難しいと思う。

海外に目を向けてみても、国政レベルの選挙で「インターネット選挙」を実現した国はない。これは、「自由意志による投票」の確認ができないためだと予想される。

しかし、民間レベルではインターネット投票が始まっている。先の米国大統領選における民主党予備選挙において、アリゾナ州ではインターネット投票が行われた。民間レベルでの投票行為には、今後インターネット投票が採用されていくと思う。 (談)

電子投票の具体像



NTTデータが試験的に製作した電子投票用のICカード(上)と磁気カード(下)、電子投票の実現に向けシステム開発が進められている。

インターネット投票は 実現できるのか

インターネット投票は、投票所に行かずに投票ができるため、これまでより気軽に投票ができるようになる。これにより、投票率の向上などの効果が期待されている。

問題点として、「なりすまし」などによる不正投票やクラッカーによる妨害工作などが挙げられるが、その一方で少々違った問題も浮かび上がっている。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp